

第3章

基金の組織機構

第3章 基金の組織機構

1 役職員

(1) 役員

役員の数定数は定款で定められており、理事長、常務理事1名、理事5名以内（非常勤）、監事1名（常勤）とされている。

理事長は、基金を代表して、その業務を総理し、常務理事は、理事長の定めるところにより、基金を代表し、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行うものとされている。また、理事は、理事長の定めるところにより、基金を代表し、理事長を補佐して基金の重要な業務を掌理するものとされている。

なお、監事は、基金の業務を監査することをその職務とし、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は総務大臣に意見を提出することができるものとされている。

役員を選任は、理事会においてするものとされ、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないとされている。また、その任期は2年で再任されることができるとされている。

ちなみに、平成9年4月1日の民間法人化以前の役員定数及び任期は法律により定められ、その定数の推移をみると設立当初は理事長、常務理事1名、理事10名以内（非常勤）、監事3名（非常勤）とされ、昭和32年5月の法改正により昭和33年度から理事1名（非常勤）が増員され、その後、昭和39年3月の法改正により昭和39年度

から監事1名（常勤）が増員された。また、その任命は、自治大臣が行うこととされていた。

(2) 職員

基金の職員については、設立当初の昭和31年度に10名で出発し、昭和36年度には伊勢湾台風（昭和34年）以後の損害補償業務の増大に対応するため13名が増員され、昭和39年度には、退職報償金業務が追加されたことに伴い20名が増員された。その後も社会経済情勢の進展とともに、福祉事業や消防団員公務災害防止対策推進事業の実施等基金業務の増大に対処するため漸次増員され、平成7年度においては、27名（予算定員）となった。

これらの増員は、業務増大に伴うやむを得ないものとして、最小限の措置を講じたものであり、その後は事務処理のOA化をはじめとする事務の効率化・合理化による省人数化に取り組み、平成27年度現在の職員数は17名となっている。

2 組織

(1) 理事会

基金には、理事長、常務理事及び理事の全員をもって組織する理事会が置かれている。

理事会では、①定款の変更、②業務方法書の作成及び変更、③事業計画書の作成及び変更、④財産目録、事業状況報告書及び決算報告書の作成、⑤その他重要な事項を議決することとされている。

なお、監事は、理事会に出席して、意見を述べることができるとされている。

(2) 評議員会

基金には、評議員会が置かれている。

評議員会では基金の運営に関する重要事項を審議することとされており、評議員は、基金業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、総務大臣の認可を受けて、理事長が任命した10人以内をもって組織することとされている。

なお、役員は、評議員会に出席して、意見を述べるができるとされている。

(3) 審査委員会

基金には審査委員会が置かれている。

これは、基金の支払に関する決定について異議のある市町村等が、基金に対し審査請求をした場合には、基金は、審査委員会に諮って裁定するものとされているためであり、審査委員は、理事長

が委嘱する学識経験を有する5人以内の者をもって組織することとされている。

なお、審査請求の手続等については、「消防団員等公務災害補償等共済基金の審査手続等に関する規程」(昭和33年3月22日総理府経消第2号)に規定されている。

ちなみに、審査委員会に諮問された案件は、基金創立以来、現在まで8件となっている。

(4) 消防団員公務災害防止対策協議会

消防団員公務災害防止対策協議会は、平成元年9月に消防団員の公務災害防止対策を推進するために必要な調査研究等を行うことを主とした目的として設立されたが、基金の民間法人化に伴う法改正により、消防団員等福祉事業の内容に基金業務として公務災害を防止するために必要な事業が加えられたことから、その役割を終え、平成8年度に廃止された。

組織図

